

平成 25 年 5 月 31 日

浪江町長
馬場 有様

東京電力株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直己



賠償に関する弊社へのご要求について

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故により、浪江町の皆さま、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて心よりお詫び申し上げます。

さて、貴町よりいただきました平成 25 年 5 月 22 日付要求書について、下記のとおりご回答申し上げます。

記

(ご要望)

- 浪江町による集団申立て（以下、「本件申立て」という）に係る浪江町民に対する、月額 10 万円の精神的損害賠償の支払いを、同申立て後も継続して実施されたい。

(ご回答)

原子力損害賠償紛争解決センターへのADRのお申立てをされていても、弊社への所定のご請求を行うことは可能です。ご請求手続きをとっていただければ月 10 万円の精神的損害等に係る賠償金のお支払いはさせていただきます。

(ご要望)

- 本件申立てに係る浪江町民に対し、不利益な取り扱いをしないよう約束されたい。

(ご回答)

本件申立てを理由にしてお取り扱いを変えることはございません。他の請求者さまと同様に、迅速かつ公正な賠償に取り組んでまいります。

以 上